

【消費生活の窓口から】

消火器の訪問販売（点検商法）にご注意を！

「消火器の点検に来た」と訪問してきた事業者が、「この消火器は古い（耐用年数が過ぎている）」「1年に1回交換する義務がある」などと事実と異なることを言って、高額な消火器（相場の2～3倍）を購入させるケースがありますので、注意しましょう。

【アドバイス】

- ◆一般の住宅に消火器の設置義務や交換頻度に関する決まりはありません。
- ◆少しでも不審な点があるなら契約せず、きっぱり断りましょう。
- ◆購入する場合は、必ず契約書（領収書）を受け取りましょう。事業者の連絡先を確認することが大切です。
- ◆クーリング・オフが可能な場合があります。少しでもおかしいと思ったら、消費生活相談窓口か消費者ホットライン^{い や や}188に相談しましょう。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3